

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社（以下「会社」という。）に出向し、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において事務職として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、事業場のフロアにおいて、重さ約〇kg程度の電線の束を持ち上げて運んだ時に腰に痛みが走ったという（以下「本件出来事」という。）。請求人は、同月〇日、D病院に受診し「腰椎椎間板症、腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、同年〇月〇日、E医療センターに転医し「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病の発症は、仕事で重いものを持ったことが原因であることは明白であり、平成〇年〇月〇日、D病院を受診し本件疾病と診断されているのだから、本件処分は誤りである旨主張している。

(2) ところで、腰痛に係る業務上外の判断については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が、「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当と考える。

請求人の本件疾病については、作業態様及び発症状況から、認定基準の災害性の原因による腰痛である可能性があることから、認定基準に基づき、以下検討する。

(3) 請求人は、本件出来事の際の重量について、当初は〇kg前後ぐらい、審査請求時には、〇～〇kgだったと述べている。また、腰に痛みが生じた状況についても、「持ち上げ、運んだ時」、「持ち上げて、机に電線の束を置いて、イスに座った時」、「机の上に置いて、椅子に座った時に体勢を変えたせい」、「持って机の上に中腰の姿勢で前屈みになって腕を前に伸ばして置いた時」と述べ、重量及び痛みが生じた状況について、申述が遷移していることも考慮すると、当審査会としては、作業中に突発的な出来事が生じたとは認められないと判断する。

(4) F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「画像所見から元々変性があり、椎間板の膨隆はあったかと思われる。ヘルニアは既存のものではないかと思われる。」と述べている。また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、請求人に生じた腰痛、左下肢痛の原因について、「平成〇年〇月〇日のMRI画像で見られる椎間板ヘルニアが、請求人に生じた腰痛、左下肢

痛の原因であると認められるが、この型の脱出したヘルニアの形状は日常の姿勢や動作により変化し神経根症状も変化する可能性がある。」と述べ、請求人が主張する本件出来事と本件疾病との因果関係について、「請求人が主張する災害の有無にかかわらず、下肢の痺れが発現する経過をたどることもあり得ると考えられることから、請求人が主張する同年〇月〇日の重量物の挙上と本件疾病との間に相当因果関係は認められないものとする。」と述べている。

以上のとおり、請求人の本件出来事後の症状経過等から、当審査会としても、上記のF医師及びG医師の各意見は妥当であって、本件出来事が腰痛を発症させ又は増悪させたものとは認められないと判断する。

(5) 上記(3)及び(4)のとおり、請求人に発症した腰痛は、認定基準に示された災害性の原因による腰痛の要件を満たしていないことから、当審査会としても、本件出来事に起因して発症したものとは認められないと判断する。

(6) なお、F医師は、平成〇年〇月〇日付け「意見書の追記」において、「『今回脱出したのであればもっと痛くて、〇週間来院せずに我慢できないのではないかと思います。ヘルニアは既存のものかと思われる。』の記載は、一般的に記述したもので誤っておりました。」と述べているものの、「通常の日常生活動作においても症状は変化する可能性がある。」とする上記G医師の意見及びD病院の労災診療録において、初診日である平成〇年〇月〇日の欄に、請求人が申し出た内容として「〇週間ほど前から誘因なく腰痛」との記載があることを考慮すると、当初におけるF医師の意見が妥当であると判断する。

(7) 以上のとおり、請求人に発症した本件疾病と本件出来事との間に相当因果関係を認めることはできないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。